

白岡市行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 白岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>	<p>第1条 白岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総合政策部総務課</u>において処理する。</p>
<p>第2条 白岡市都市計画税制審議会条例の一部改正 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>経営企画部企画政策課</u>において処理する。</p>	<p>第2条 白岡市都市計画税制審議会条例の一部改正 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総合政策部企画政策課</u>において処理する。</p>
<p>第3条 白岡市総合振興計画審議会条例の一部改正 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>経営企画部企画政策課</u>において処理する。</p>	<p>第3条 白岡市総合振興計画審議会条例の一部改正 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>総合政策部企画政策課</u>において処理する。</p>
<p>第4条 白岡市農業振興審議会条例の一部改正 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>生活経済部農政課</u>において処理する。</p>	<p>第4条 白岡市農業振興審議会条例の一部改正 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>市民生活部農政商工課</u>において処理する。</p>
<p>第5条 白岡市下水道事業審議会条例の一部改正 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>上下水道部上下水道課</u>において処理する。</p>	<p>第5条 白岡市下水道事業審議会条例の一部改正 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>上下水道部下水道課</u>において処理する。</p>
<p>第6条 白岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 (庶務) 第12条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p>	<p>第6条 白岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 (庶務) 第12条 審査会の庶務は、<u>総合政策部総務課</u>において処理する。</p>

第7条 白岡市国民保護協議会条例の一部改正

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部安心安全課において処理する。

第8条 白岡市環境基本条例の一部改正

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、生活経済部環境課において処理する。

2 略

第9条 白岡市部設置条例の一部改正

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

(1) 経営企画部

(2) 総務部

(3) 生活経済部

(4)・(5) 略

(分掌事務)

第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 経営企画部

ア 市政の総合企画及び総合調整に関すること。

イ 議会に関すること。

ウ 秘書に関すること。

エ 広聴及び広報に関すること。

オ 市の予算及び財政全般に関すること。

カ 公有財産に関すること。

キ 工事の検査に関すること。

ク 情報化及び電子計算システムに関するこ

第7条 白岡市国民保護協議会条例の一部改正

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総合政策部安心安全課において処理する。

第8条 白岡市環境基本条例の一部改正

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

2 略

第9条 白岡市部設置条例の一部改正

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

(1) 総合政策部

(2) 市民生活部

(3)・(4) 略

(分掌事務)

第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合政策部

ア 市政の総合企画及び総合調整に関すること。

イ 議会に関すること。

ウ 秘書に関すること。

エ 広聴及び広報に関すること。

オ 職員に関すること。

カ 文書及び例規に関すること。

キ 災害対策及び危機管理対策の総合調整に関すること。

ク 市の予算及び財政全般に関すること。

ケ 公有財産に関すること。

コ 工事の検査に関すること。

サ 情報化及び電子計算システムに関するこ

と。

ケ 他の部の主管に属さないこと。

(2) 総務部

ア 職員に関すること。

イ 文書及び例規に関すること。

ウ 市税の賦課及び徴収に関すること。

エ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

オ 災害対策及び危機管理対策の総合調整に関すること。

(3) 生活経済部

ア 自治振興に関すること。

イ 住民協働及び国際交流に関すること。

ウ 人権及び男女共同参画に関すること。

エ 環境保全及び環境衛生に関すること。

オ 商工業及び観光に関すること。

カ 農業に関すること。

(4)・(5) 略

第10条 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例の一部改正

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活経済部地域振興課において処理する。

第11条 白岡市いじめ防止対策推進委員会条例の一部改正

(庶務)

第11条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育部教育指導課において処理する。

2 再調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第12条 白岡市行政不服審査会条例の一部改正

(庶務)

と。

シ 市税の賦課及び徴収に関すること。

ス 他の部の主管に属さないこと。

(2) 市民生活部

ア 自治振興に関すること。

イ 住民協働及び国際交流に関すること。

ウ 人権及び男女共同参画に関すること。

エ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

オ 環境保全及び環境衛生に関すること。

カ 商工業及び観光に関すること。

キ 農業に関すること。

(3)・(4) 略

第10条 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例の一部改正

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

第11条 白岡市いじめ防止対策推進委員会条例の一部改正

(庶務)

第11条 推進委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育指導課において処理する。

2 再調査委員会の庶務は、総合政策部総務課において処理する。

第12条 白岡市行政不服審査会条例の一部改正

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部総務課において
処理する。

**第13条 白岡市行政評価委員会条例の一部改
正**

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部企画政策課
において処理する。

**第14条 白岡市空家等対策協議会条例の一部
改正**

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、生活経済部環境課に
おいて処理する。

第6条 審査会の庶務は、総合政策部総務課にお
いて処理する。

**第13条 白岡市行政評価委員会条例の一部改
正**

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課
において処理する。

**第14条 白岡市空家等対策協議会条例の一部
改正**

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市民生活部環境課に
おいて処理する。